

事務連絡
令和3年4月21日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育対策総合支援事業費補助金等にかかる財産処分の申請について

平素より、保育施策の推進について、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
保育対策総合支援事業費補助金等にかかる財産処分申請については、下記により、適正な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

1 財産処分について

国の補助事業により取得した施設設備等については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日付雇児発0417001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、事前に厚生労働大臣の承認が必要になります。

書類審査から決裁完了まで相当の期間（案件により3ヶ月～半年）を要しますので、遅くとも処分予定日の2～3か月前までには、財産処分承認申請書を提出していただきますようお願いいたします。

特に、年度末は申請が集中するため、審査期間が長くなる場合がありますので、財産処分の必要が生じた場合は、できる限り早急に申請いただくようお願いいたします。

また、間接補助金の交付を受ける民間団体にも周知願います。

2 申請書作成にあたっての留意点

財産処分の審査に当たっては、申請書様式に記載された内容について詳細な確認が必要となります。したがって、申請書を提出いただく際には、必ず記載内容の根拠となる参考資料を併せてご提出下さい。

申請にあたっては以下の書類が必要となります。

(申請にあたって必要な書類)

- ・財産処分申請書（事業者からの申請書を含む）
- ・平面図・写真（ただし、対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、添付しなくても構わない。）
- ・認可通知書など施設の概要が分かる書類
- ・検査済証など建物構造や面積が分かる書類
- ・補助金の確定通知（県→市、市→事業者）
- ・補助金の実績報告書（事業者→市、市→県）
- ・処分要件や処分予定日を確認できる書類
- ・（国庫返納が生じる場合）国庫返納額の試算表
- ・（国庫返納が生じる場合）試算に用いた工事内訳書等

※上記以外の書類も必要となるケースがあります。提出書類について不明な点がある場合は、担当へお早めにお問い合わせ下さい。

3 申請にあたっての留意点

審査に要する期間については、返納金が生じる場合や、処分の経緯が複雑な場合など、1に記載する期間より時間を要する場合がございます。申請が処分予定日の直前とならないようご留意下さい。

厚生労働省 子ども家庭局
保育課 予算係
TEL :03-5253-1111（内線：4837）
FAX :03-3595-2674